

## 佐賀大学学術情報処理センター長及び副センター長選考規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第33条第3項及び佐賀大学学術情報処理センター規則（平成16年4月1日制定）第8条の規定に基づき、佐賀大学学術情報処理センター（以下「センター」という。）におけるセンター長及び副センター長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選考)

第2条 センター長及び副センター長の選考は、佐賀大学学術情報処理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

### (センター長候補者の選考)

第3条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、センター長候補者を選考する。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、センター長候補者を選定する必要があるときは、各学部、附属病院及びセンターに適任者の推薦を依頼する。

4 各学部、附属病院及びセンターは、適任者を選出の上、書面により運営委員会に推薦する。適任者がいない場合は、その旨運営委員会に通知する。

5 運営委員会は、前項の推薦に基づき、センター長候補者を選考する。

6 センター長候補者の選考は、運営委員会出席者の単記無記名投票により行い、有効投票数の過半数を得た者をセンター長候補者とする。過半数を得た者がいないときは、上位の投票者2人（得票同数の者がある場合は、2人を超えてもこれに加える。）について2回目の投票を行い、得票多数の者をセンター長候補者とする。ただし、得票多数の者の得票が同数であるときは、1回目の投票における得票多数の者をセンター長候補者とし、1回目の投票における得票が同数であるときは、当事者間で協議するものとする。

### (副センター長候補者の選考)

第4条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副センター長候補者を選考する。

- (1) 副センター長の任期が満了するとき。
- (2) 副センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副センター長が欠員となったとき。

2 副センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 センター長は、副センター長候補者を選考する必要があるときは、適任者を運営委員会に推薦する。

4 運営委員会は、運営委員会出席者の3分の2以上の信任をもって副センター長候補者とする。

### (選考経過の報告)

第5条 センター長は、運営委員会においてセンター長候補者又は副センター長候補者を選考したときは、速やかに学長に報告するものとする。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長及び副センター長の選考に関し、疑義

が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月27日から施行する。
- 2 この規程施行の際、佐賀大学学術情報処理センター長候補者選考内規（平成16年5月21日制定）及び佐賀大学学術情報処理センター副センター長候補者選考内規（平成16年5月21日制定）に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 3 佐賀大学学術情報処理センター長候補者選考内規及び佐賀大学学術情報処理センター副センター長候補者選考内規は、廃止する。